

随意契約理由

令和6年(2024年)4月1日

契約担当課名	児童生徒課
発注担当課名	児童生徒課
契約名称	スクールソーシャルワーカー賠償責任保険・損害保険
契約内容	スクールソーシャルワーカー賠償責任保険・損害保険
契約締結日 及び契約期間	令和6年(2024年)3月31日 令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	奈良県奈良市四条大路2-2-12 マーシュ総研株式会社
契約金額	207,080円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p> <p>スクールソーシャルワーカーに対して、従来の無償ボランティアを対象とした傷害保険・賠償責任保険では保険が適用できず、スクールソーシャルワーカーの無保険状態を解消するため、損害保険を取り扱うマーシュ保険株式会社に対してスクールソーシャルワーカーに適用できる独自の保険の設計を依頼したものです。</p> <p>このため、同社以外に同様の保険を取り扱う事業者がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものです。</p>